

A series of thin, light brown lines forming an abstract geometric pattern in the upper left quadrant of the page. The lines intersect to create various triangular and polygonal shapes, some of which are nested within others.

法人登記の代表者住所非表示措置 の対象拡大および運用改善について

日本弁護士連合会

目次

第1 非表示措置により生じる実務上の課題

- 1 検討のための視点
- 2 弁護士が通常業務を実施するに際し、導入前にできていたこと
- 3 消費者被害の救済や犯罪対策等

第2 代表者住所を適時に把握可能とする制度改正の方向性

- 1 職務上請求の有用性
- 2 オンデスクでの情報取得の有用性
- 3 民事訴訟法改正に伴うバックオフィス連携

第1 非表示措置により生じる実務上の課題

1 検討のための視点

- ・ 弁護士が非表示措置導入前にできていたことと現状の比較。
- ・ 非表示措置導入の意義、メリットは認識しているが、反面、従前できていたことが、非表示措置導入によりできなくなったことがある。

◎ オンラインでの情報取得

一般財団法人民事法務協会が平成12年6月1日から運用開始。

現在は、登記情報からの住所情報の取得は、市町村（東京都は特別区、政令指定都市は区）までしか見ることはできない。

◎ 登記事項証明書からの情報取得

代表者住所は、商業登記導入当初から表示されていた。

現在は、代表者住所を把握するためには、弁護士等の資格者から情報提供により非表示措置を終了させるか、利害関係を証明して附属書類の閲覧請求の手続をとることが必要。

2 弁護士が通常業務を実施するに際し、導入前にできていたこと。

- (1) オンデスクでの代表者情報の取得、利用
- (2) 法人を名宛て人とする解除通知、期限の利益喪失通知等（内容証明郵便）を当初から代表者住所向けに発出すること。
- (3) 訴状等の裁判所書類の送達先を（新たな調査を要することなく）添付書類として提出する登記事項証明書に記載された代表者の住所とすること。

3 消費者被害の救済や犯罪対策等

【典型事例】

① SNS型投資詐欺・ロマンス詐欺

～ 指定される振込口座は、実際に詐欺を実行している者ではない可能性が高く、訴状等が届かないことが多い。

② 法人による大規模な投資詐欺

～ 代表取締役等の役員も被告とする可能性が高い。
住所が判明していないと訴状等の送達ができない上、執行もできず意味がない。

3 消費者被害の救済や犯罪対策等

(1) 迅速に代表者に関する情報を収集する必要性

オンデスクで取得できていた情報が、実際に法務局に出向いて「利害関係」を証する書面を提出して閲覧する必要（商業登記法11条の2）。

令和6年6月24日から、ウェブ会議サービスを利用した登記簿の附属書類の閲覧が認められたが、日程調整、録画の許可等の手間を要する。（申請から2週間程度）

(2) 非表示措置を終了させることの困難性

情報提供により非表示措置を終了させるためには、内容証明郵便または配達記録付きの郵便を発出し、「宛所見当たらず」との報告を受け取るか、本店所在地を訪問し、実在しないことの報告が必要。さらに、被害者救済のために秘密裡に行動する必要がある場合も多く、内容証明郵便等の発出や本店所在地訪問は望ましくないこともある。

3 消費者被害の救済や犯罪対策等

(3) 調査コスト（手間、負担）

- ア 受領期間経過の場合、休日送達を試みる
- イ 事務所の現地調査
- ウ 代表者住所の確認（住民票取得）、現地調査
- エ 調査報告書の提出

★ 調査報告書で求められる内容

- ① 住居表示、表札の有無
- ② ポスト（郵便・新聞等）、宅配ボックス等の滞留状況
- ③ 各メーター（電気・ガス・水道等）の稼働状況
- ④ 聴取情報（同居者、居住者、近隣住民、郵便・新聞・宅配物等の配達員等）
- ⑤ その他、居住性（生活感）の有無を判別できる情報・画像
建物外観、玄関前、傘立て、洗濯物、駐車・駐輪状況等

第2 代表者住所を適時に把握可能とする制度改革の方向性

1 職務上請求の有用性

一般の利害関係人とは異なる、専門職に対する信頼を前提とする制度。
非表示措置の終了というドラスティックな手続ではなく、専門職だけに個別開示をするという手続を導入することの相当性。

23条照会（弁護士照会）では、時間がかかり、費用負担が大きい。

2 オンデスクでの情報取得の有用性

法務局に出向くことなく、迅速に情報取得をするためのシステム構築の必要性。
民事訴訟法改正では、訴訟代理人に独自の当事者IDを付与する制度を導入。
当該IDは、弁護士または簡裁代理権を有する司法書士に取得者を限定。
当該IDを有する者のみがアクセス可能なシステムの構築。

3 民事訴訟法改正に伴うバックオフィス連携

裁判所が直接に代表者住所を取得する方法を構築。